

弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存活用計画

令和3年3月30日 告示

(弘前市教育委員会告示第9号)

青森県弘前市

弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存活用計画

目 次

1. 保存地区の保存及び活用に関する基本計画・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 保存活用計画の目的
 - (2) 保存地区の名称・面積・区域
 - (3) 保存地区の沿革
 - (4) 保存地区の現況
 - (5) 保存地区の特性
 - (6) 伝統的建造物の特性
 - (7) 環境物件の特性
 - (8) 保存及び活用の方向
 - (9) 推進体制

2. 保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の特定・・・・・・・・ 10
 - (1) 伝統的建造物
 - (2) 環境物件
 - (3) 伝統的建造物・環境物件の位置及び範囲

3. 保存地区内における建造物の保存整備計画・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 保存整備の方向
 - (2) 保存整備計画

4. 保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる助成措置等・・・・・・・・・・ 11
 - (1) 経費の補助
 - (2) 保存団体等への支援
 - (3) 普及啓発

5. 保存地区の保存及び活用のため必要な管理施設・設備・環境の整備・・ 12
 - (1) 管理施設
 - (2) 防災施設
 - (3) 環境整備
 - (4) 保存地区の公開活用施設

6. 保存地区の保存及び活用のために必要な事業計画・・・・・・・・・・13

- (1) 保存地区の保存及び活用に資する情報発信
- (2) 保存地区の保存及び活用に資する人材育成
- (3) 伝統文化や雪国の生活文化と連携した活用

別図 1	保存地区の範囲図・・・・・・・・・・・・・・・・	15
別図 2	伝統的建造物・環境物件の位置及び範囲図・・・・・・・・	16
別表 1	伝統的建造物（建築物）・・・・・・・・・・・・・・・・	17
別表 2	伝統的建造物（その他の工作物）・・・・・・・・	17
別表 3	環境物件・・・・・・・・・・・・・・・・	18
別表 4	修理基準・・・・・・・・・・・・・・・・	21
別表 5	修景基準・・・・・・・・・・・・・・・・	22
別表 6	許可基準・・・・・・・・・・・・・・・・	23
別表 7	環境要素の修景及び許可基準・・・・・・・・	24

弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存活用計画

弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 18 年弘前市条例第 184 号。以下「保存条例」という。）第 3 条の規定に基づき、弘前市仲町伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存及び活用に関する計画を定める。

1. 保存地区の保存及び活用に関する基本計画

（1）保存活用計画の目的

この保存活用計画は、現在まで継承されてきた保存地区の歴史と町並みを地区住民及び弘前市民の共有の財産として将来に向けて保存し、活用することにより、景観・生活環境の向上による持続可能な保存地区の形成と弘前市の歴史的風致の維持に資することを目的とする。

（2）保存地区の名称・面積・区域

名称：弘前市仲町伝統的建造物群保存地区

面積：約 10.6ha

区域：弘前市大字馬喰町の全域並びに大字若党町及び小人町の各一部
（範囲は、別図 1 「保存地区の範囲図」のとおり）

（3）保存地区の沿革

弘前は、慶長 8 年（1603）に弘前藩初代藩主津軽為信によって築城及び町割が計画され、慶長 16 年（1611）に二代藩主信枚によって弘前城が完成し、町割が行われた。城郭は、四代藩主信政により変更されるまで城の大手は北門（亀甲門）とされ、保存地区は、この大手の防衛のため町割された武家町の一区画であり、現在の保存地区における東西南北の碁盤目状の計画的な街区構成は、正保 3 年（1646）の「津軽弘前城之絵図」によって確認できる。なお、保存地区が「仲町」と称されるのは、弘前城を中心に城の東側を「上町」、城の西側を「下町」と呼び、その中間に位置することから「仲町」と呼ばれたとされている。

弘前藩では、元禄年間（1688～1704）以降、元禄の飢饉に伴う藩士の解雇及び城内居住藩士の郭外移転による城下の再編が見られた。また、保存地区においては、寛政年間（1789～1801）の藩政改革以降、おもに百石前後の中下級武士が居住する武家町として、同一階層の集住が進められたことから、均質な敷地の土地形状（地割）を持つこととなった。このことは、寛政 12 年（1800）の「分間弘前大絵図」によって確認でき、さらに、これらの通りや地割は、現在においてもほとんど変化することなく継承されている。

保存地区における江戸時代の武家住宅の主屋は、建屋坪数や材料の規定、奢侈禁令といった藩の家作規制を受けた規格化が進んでいることから、屋敷ごとの大きな相違はさほど認められない。主屋は、通り側にツボ（前庭）を設けるため、通りから4～5間（7.2～9m）程度後退される配置となる。また、東西通りに面する敷地では、岩木山の方角からの西風や西日を避けるため主屋を西側、表側（ジョイや式台玄関）を東面して配置する傾向が認められる。外壁は、土壁の真壁とし、腰部分は縦板張あるいは目板打である。

主屋の配置形式は、江戸時代においては、通りと棟が直交する形式の切妻造りヒバ枳葺きが一般的であった。これは、津軽地方がヒバの産地であったことから普及したものと考えられる。しかし、江戸時代後期になるとヒバが枯渇するようになり、弘前藩の家作規制でヒバ枳葺きが抑制され、茅葺きが奨励されるようになる。19世紀前期の建築と推定される旧岩田家住宅が寄棟造り茅葺きであるのは、このためと考えられる。

明治時代になると、家格や職業による居住場所や建物の規模などに対する規制がなくなったこともあり、保存地区のかつての中下級武士の住宅においても式台玄関の幅が広がり、棟門や薬医門の普及といった武家住宅の格式ある外観を強調する傾向が見られた。また、江戸時代に建てられた武家住宅の土間まわりに1部屋程度の二階を新たに増築する傾向も認められるが、明治時代の段階では、江戸時代の武家住宅の形式を大きく変革する動きは見られない。

昭和初期になると、寄棟造りトタン葺きで洋風棟飾りを付けた近代住宅の外観を呈す住宅が登場し始める。しかし、その場合であっても、主屋は通りからセットバックし、ツボとカグヂを設けるなど武家住宅の配置構成は継承されている。外観としては、式台玄関に類似する玄関の張り出しを継承し、外壁は江戸時代の縦板張から下見板張へと変化しつつも腰板張を保持する。その上部は漆喰壁の真壁であり、軒には疎垂木を配するようになる。一方、表門については、棟門や薬医門ではなく、皮付き丸太の門柱で扉を持たない簡易な形式の門が普及し始める。

このように、保存地区内の武家住宅については、主屋の外観や間取りなどに関し、江戸時代から明治時代、昭和初期の時代ごとの変遷が見られながらも、武家住宅の伝統様式や武家町の景観特性が継承されている。さらに、保存地区は、弘前城外堀と平行に配された東西の街路と南北に配された碁盤目状の街路や敷地割、屋敷構えといった築城以来の地割を基調とし、サワラ生垣をはじめとする豊かな自然環境に囲まれた閑静な住環境の中に、武家屋敷の外観や平面構成を伝える主屋や表門などの伝統的建造物が残り、武家町の特徴をよく伝えている。

(4) 保存地区の現況

①伝統的建造物群保存地区決定まで

市は、昭和 50 年に、市内の有識者を委員とした「城下町の風格保存懇談会」を設置し、城下町弘前の風格の特徴の掘り起こしやその保存方法などに関する意見交換が行われ、提言がなされた。同時に、「城下町の風格保存対策プロジェクトチーム」が市内に組織され、提言された意見のとりまとめや保存対策の具体化などに取り組み、同年の文化財保護法改正によって新たに盛り込まれた伝建制度の導入を目指すとする報告書が作成された。

この報告書を受けて、昭和 51 年度には、伝統的建造物群保存地区保存対策調査事業が実施され、町割の歴史や武家住宅の現況調査を行い、昭和 52 年度には、武家住宅遺構をモデルに修景計画を立案するための調査を行った。この 2 ヶ年に及ぶ調査に基づき、地区住民への説明及び意向調査を経て、昭和 53 年 2 月 27 日付けで、弘前広域都市計画において、東西約 600m、南北約 200m に及ぶ仲町地区を伝統的建造物群保存地区に決定した。さらに、同年 5 月 31 日付けで選定基準（二）の「伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの」に該当するものとして重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

②重要伝統的建造物群保存地区選定以後

選定後は、伝統的建造物の修理や主屋及び表門の修景、自動火災報知設備や消火栓・防火水槽など防災設備の設置といった取り組みが進められた。また、昭和 55 年度の旧伊東家住宅（県重宝）、昭和 60 年の旧梅田家住宅、平成 22～24 年度にかけての旧笹森家住宅（旧弘前藩諸士住宅、重要文化財）の移築復原を行うなどの整備をすすめた。現在は、この 3 棟に加え、旧岩田家住宅（県重宝）を加えた 4 棟を公開武家住宅として公開活用を図っている。

また、保存地区の景観を特徴づけているサワラ生垣については、平成 13 年度より、せん定に係る費用の一部を補助する「サワラ生垣せん定奨励金」を交付しており、保存地区の歴史的風致の維持及びサワラ生垣の維持管理に係る地区住民の経済的負担の軽減に寄与している。

さらに、保存地区の景観の大きな特徴の一つである岩木山の眺望を確保するとともに、保存地区内の狭小な道路幅員の解消及び冬期間の除排雪対策として、平成 21 年度から電線共同溝方式による無電柱化及び消流雪溝整備に取り組み、令和元年度をもって整備が完了した。

(5) 保存地区の特性

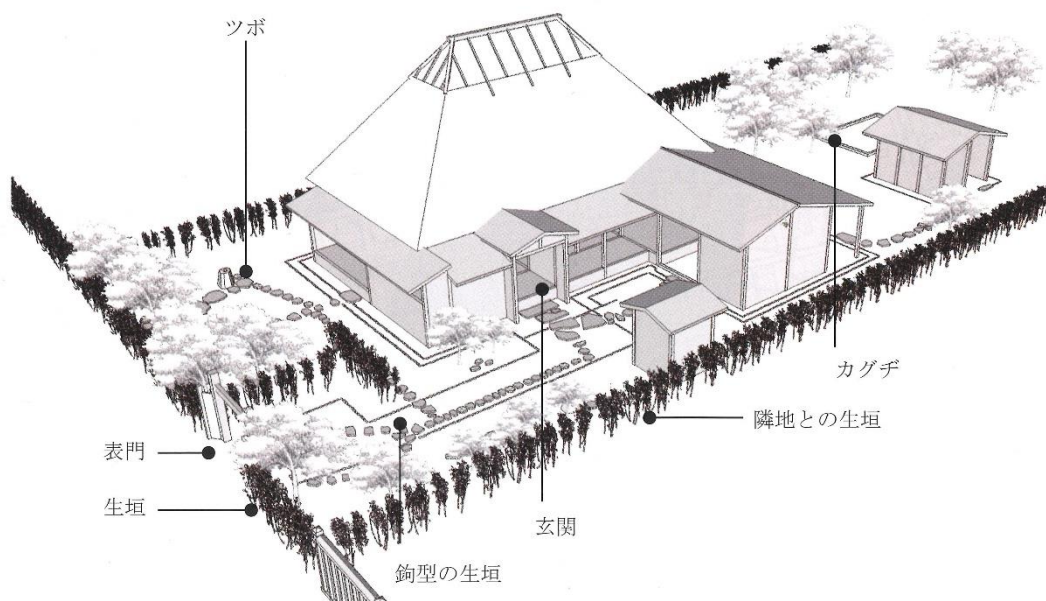
①地割・屋敷構え

保存地区においては、間口が狭く奥行の深い短冊形敷地の土地利用が多く行われていたことが、城下の武家住宅の敷地及び間取りを網羅的に記録した宝暦6年(1756)の「御家中屋舗建家図」に見ることができる。

寛政年間(1789～1801)に、弘前藩では、藩政改革を実施し、藩士の在方による地方地行制が推進され、その結果として、城下の武家町に空き家が急増した。その後、藩政改革の失敗により、再度、城下への藩士の集住が行われ、保存地区においては、石高に応じた同一階層による集住が進められた。この居住階層の固定化・均一化により、現在につながる均質な地割による屋敷構えが形成された。

保存地区内における地割は、間口が6間から8間、奥行14間から16間程度となっているが、保存地区内の小人町及び馬喰町においては、町人地になった時期もあったことから若党町に比べて、間口がやや狭い傾向が認められる。

また、屋敷構えについても、①表門及び通り境界のサワラ生垣・板塀、②門から主屋に至る路地、③ツボ(前庭)、④主屋、⑤カグヂ(裏庭)から構成された共通する均質性をあわせ持っている点が大きな特徴の一つといえる。このような、土地利用が行われた背景には、中下級武士の質素儉約を旨とし、自給自足的な生活様式や積雪が多く、主に裏庭などに雪寄せ場としてのスペースが必要といった、当地域の気候風土などがあつたものと考えられる。



武家住宅の屋敷構え (旧岩田家住宅の例)

②岩木山の眺望

保存地区における景観の特性としては、通りからサワラ生垣やツボの樹木越しに岩木山を望む街路景観があげられる。岩木山は、その山容から「津軽富士」とも称され、標高 1,625m の県内最高峰の成層火山であり、古くから山岳信仰の対象とされている。

保存地区内においては、東西通りや保存地区の北側の境界となっている大久保堰沿いなど、多くの地点から岩木山を望むことが出来る。保存地区は、岩木山の眺望を確保した築城当初の通りを継承しているため、あたかも借景のように岩木山と建造物群が一体となった歴史的風致を形成している。また、岩木山の眺望確保に対する地区住民の思いは強く、昭和 53 年の重伝建地区選定以降、度々無電柱化への要望が出されており、市では平成 21 年度から電線共同溝方式による無電柱化を進め、令和元年度に整備が完了した。

そのため、現在は、電柱及び電線に阻害されない岩木山の眺望が確保されるようになり、サワラ生垣や樹木など豊かな自然環境や武家町の歴史的風致とともに、岩木山の眺望もまた、保存地区における代表的な景観特性の一つとなっている。

(6) 伝統的建造物の特性

保存地区は、17 世紀初期の弘前城築城以来の地割を基調とし、サワラ生垣や樹木といった豊かな自然環境に囲まれた閑静な住環境の中に、武家町の歴史的風致が維持されており、この歴史的風致を構成する伝統的建造物として、武家住宅の主屋、その他の工作物として表門及び板塀がある。

①主屋（江戸時代）

武家住宅は短冊形敷地で、主屋は、通りから後退して、東西通りに面する敷地では西側に配置して表側（ジョイ、式台玄関）は東面し、南北通りに面する敷地では北側に配置して表側は南面することが特徴である。

外観は、桎葺き切妻造りもしくは茅葺き寄棟造りで妻面が通りを向く。これは、路地側に桁行の長い屋根の平が向くことになり、冬期間における屋根からの落雪対策として広く空地を確保できることになり、雪国の主屋配置としては合理的な形式といえる。外壁は、土壁の真壁、腰部分は豎板張りもしくは目板打となるのが一般的である。

また、江戸時代を通じて、武家住宅の間取りは、式台玄関からヒロマ、ザシキへと至る接客空間、ジョイとその背面に設けられるネマから構成される生活空間、ジョイの土間側に設けられるダイドコロ、ツキニワといった炊事空間が通り側の表から奥へと配列される。

さらに、この時代の武家住宅の室内意匠は、ザシキは天井を張らず、垂木や野地板を露出し、長押を用いないなど、きわめて簡素であり、これも藩の家作規制を反映したものと考えられる。

②主屋（明治期～昭和初期）

明治時代になると、家格や職業による規制がなくなり、式台玄関の改造、棟門や薬医門の普及といった武家住宅の格式ある外観を強調する傾向が見られた。一方で、式台玄関を持たずに、イマに接続する内土間式の玄関を持つ住宅が現れるようになる。

また、旧来の土間部分を改造し、1部屋程度の二階部分を増築する傾向も確認されるが、江戸時代の武家住宅の様式を大きく変えるものではなく、むしろ、江戸時代の武家住宅の延長線上にあったと言える。

昭和初期になると、茅葺きの寄棟造りを受け継ぐ、寄棟造りトタン葺きで棟飾り付きで洋風の外観を呈する住宅が現れるようになるが、建物の配置や間取り、真壁造り、腰板張といった外観などは武家住宅の様式を継承している。

配置については、主屋は通りから後退し、ツボとカグチを設けるなど武家住宅の配置構成は継承されている。くわえて、一部二階建ての住宅であっても、ツボを確保するため通りから十分に後退されているため、街路景観への圧迫感がなく、岩木山の眺望も阻害されていない。

また、間取りについて見ると、ツボに面して床を持つザシキ、その奥にジョイ、裏手のネマ、ダイドコロといった武家住宅の間取りを受け継いでいることが確認できる。一方で、玄関回りについては、居住部を通らず座敷へあがる式台玄関ヒロマ・ザシキという接客を重んじる流れから、玄関からジョイへと進む生活空間への接続を重視する流れへの変化が見られる。

③表門

江戸時代における表門の形式については、保存地区は中下級武士が居住する武家町であったこと、宝暦6年（1756）の「御家中屋舗建家図」では保存地区において、棟門や薬医門の表記が見られないことなどから、ほとんどが冠木門であったと推測される。

江戸時代後期ないし明治時代以降に、藩の家作規制がなくなったこともあり、棟門及び薬医門へと建替え、あるいは改造が進展したと考えられる。さらに、時代が新しくなるにつれ、軒高が高くなる、あるいは、出桁上部に天井を張るといった意匠性が高まり、板扉の飾り金具の装飾化が進むなどの傾向が見られる。

大正・昭和初期になると、皮付き丸太の2本の門柱が普及するようになり、現在でも、多くの門柱を見ることが出来る。門柱の直径は、3～5寸（91～152 mm）と幅があり、高さは、6～8尺（1,818～2,424 mm）程度が一般的である。

いずれも、表門は、サワラ生垣・板塀から敷地内側に1間（1.818m）程度後退し、ハの字型に袖塀がつく立地となっている。

④板塀

保存地区における板塀は、棟門や薬医門などの表門に接する場合、または、板塀単独で道路境界を画する形で設置される、あるいは、ツボと表門を入った路地との境界に設置される場合がある。

板塀の仕様としては、根石の上に土台を置き、1間おきに柱を立て、その間に縦板を入れ、内側に貫を3段ほどで通し、通り側を押縁でとめるものが保存地区では一般的である。上部は、笠木をわたし、塀の笠木高さは5尺2寸～6尺(1,576～1,818mm)程度であり、仕上げは柿渋等の塗装で、定期的に塗り替えを繰り返し維持されている。

(7) 環境物件の特性

①サワラ生垣

津軽地方では、屋敷境界に江戸時代からサワラ生垣がよく用いられてきた。サワラは、ヒノキ科の常緑樹であり、自生の北限が岩手県とされており、津軽地方では、生垣としての利用が促進されてきた。

保存地区におけるサワラ生垣は、一般的に高さ1.8～2.1mを基準とし、その内部は竹垣で、1間ごとに丸太を打ち、丸太と竹で格子を作り、交差部分をシュロ縄で結び、サワラの枝も竹に結びつけ四ツ目垣としている。

サワラ生垣は、通りに面する敷地境界に加えて、隣地境界や路地とツボを区画する部分などに設置され、保存地区の歴史的風致を構成する重要な要素となっている。

②樹木

樹木は、保存地区の街路景観及び豊かな自然環境を構成する景観的価値にとどまらず、保存地区の住宅・屋敷構えの生活文化を色濃く伝えるものとしても重要な歴史的価値を有するものである。

保存地区内における樹木については、樹齢100年をこえる樹木が広範囲に確認される。また、樹木群として良好な景観を形成する箇所も数多く存在する。

各屋敷内の植樹の傾向として、ツボや表門周辺に植えられた観賞用の樹木である、クロマツ、アイグロマツ、ゴヨウマツ、エゾマツ、サンシュユ、モミ、カエデ、イトヒバ、チャボヒバ、イチイ、ヒヨクヒバ、ユズリハ、マルメロ、コウヤマキなどがある。

また、カグチや隣地境界周辺に植えられた果樹などの実用的な樹木として、カキ、クリ、ウメ、カリン、ザクロなどがあり、これらは江戸時代における中下級武士の自給自足的な生活を伝えるものでもある。

③庭園

ツボ（前庭）は、通り側に庭木が景観を作り出すだけでなく、石組や点景物によって歴史的な庭園の環境を今に伝えており、武家町の歴史的風致を形成する重要な要素の一つである。ツボの様式については、主に、大石武学流ないしその影響を受けた庭園、江戸時代の武家住宅の名残をとどめる伝統的な庭園がある。

大石武学流庭園は、津軽地方独自の作庭様式であり、江戸時代末期から明治時代にかけて普及した。石の配置や空間構成において、一定の様式を遵守し、その多くは座敷から観賞する。作庭様式としては、ザシキの縁に据えられた沓脱石の先にV字型に飛び石列を据え、飛び石列の先で庭の中央付近に礼拝石を、もう一方の飛び石列の先に蹲踞、礼拝石へと延びる飛び石列を挟み蹲踞と反対側に二神石を配置する。礼拝石の先には、池泉あるいは枯池を設け、その奥に滝石組を組んだ築山を置き、滝石組の最奥に深山石、これに対置して遠山石を据え、蹲踞まわりに春日灯籠、築山に野夜灯を配置することが大石武学流庭園の定石とされている。

武家住宅の名残をとどめる伝統的な庭園については、大石武学流庭園が普及する以前のものであり、定式化されていない飛び石や景石で、簡素な石組をとどめており、江戸時代の武家住宅のツボの面影を伝えるものである。

（8）保存及び活用の方向

保存地区は、中下級武士が集住した均質な屋敷構えを持つ点が大きな特色であり、特に、敷地間口がほぼ揃っており、各家のサワラ生垣、門、敷地の隅に植えられた樹木の存在が間口の均質な連続性を補強する景観要素となっている。また、江戸時代に由来する建造物に加えて、伝統的な屋敷構えに由来するサワラ生垣や表門、ツボとその樹木群が一体となって保存地区の歴史的風致を形成している。さらに、保存地区からの岩木山の眺望や市街地でありながらサワラ生垣やツボ、樹木群など歴史的に育まれた豊かな自然環境を有している点も当地区の景観特性の一つである。

このような保存地区の特性を活かし、文化財としての本質的価値を有する伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境の保存及び活用を促進するため、市民及び地区住民の理解と協力のもと、景観・生活環境の向上による持続可能な保存地区の形成に努めるものとする。

（9）推進体制

①担当部局

保存地区における保存及び活用に関する業務は、弘前市教育委員会文化財課が担当し、業務の円滑かつ効果的な推進を図るため、主に、防災、観光、建設、都市整備、教育等を所管する庁内関係部局との連携を図るものとする。

②附属機関

市は、弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき設置されている附属機関である弘前市伝統的建造物群保存地区保存審議会に対して、保存地区の保存及び活用に関する事業、取り組みについて報告及び説明し、必要に応じて意見を求める。

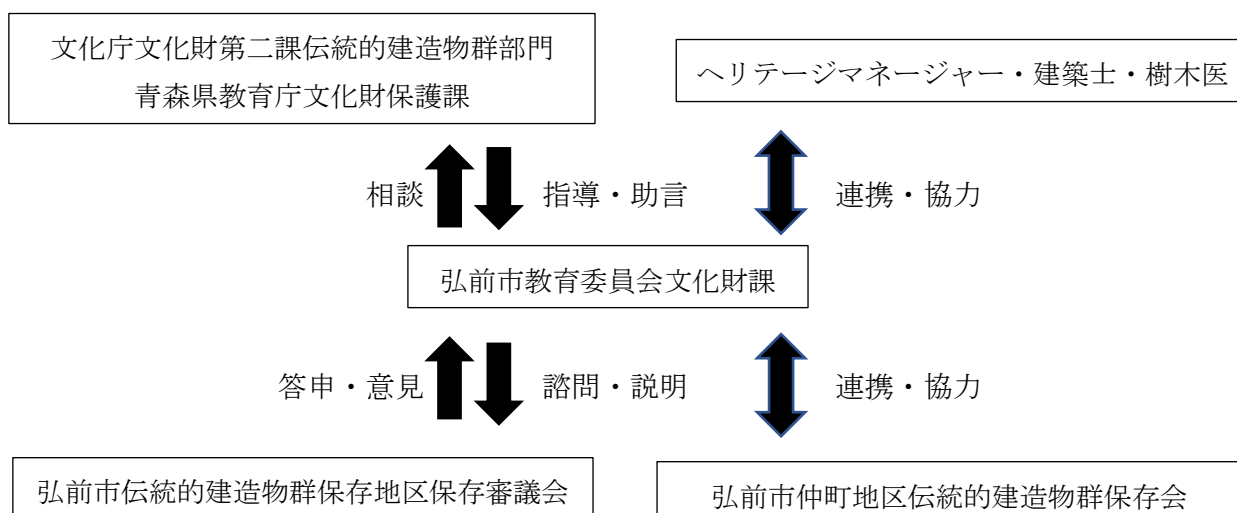
弘前市伝統的建造物群保存地区保存審議会は、市の諮問に応じ、保存地区の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、答申を行う。

③協力体制

弘前市仲町地区伝統的建造物群保存会は、保存地区の保存及び活用に資する活動を行うため、昭和 54 年に保存地区住民によって組織された。保存地区住民との情報共有、各種取り組みの周知など、保存地区での取り組みを効果的に行うにあたり、保存会との連携・協力は不可欠であることから、今後も、引き続き、保存会との連携・協力を継続していく。

また、青森県においては、令和元年度に、歴史的建造物の保存活用に係る専門家としてヘリテージマネージャー（地域歴史文化遺産保全活用推進員）養成講座が行われており、養成講習修了者を中心とし建築士や建築業者との連携・協力を努める。

さらに、保存地区の歴史的風致の維持に欠かすことのできないサワラ生垣やツボ、樹木群などの維持管理等において、樹木医及び造園業者と連携することで効果的な事業推進を図る。



2. 保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の特定

(1) 伝統的建造物

①建築物

保存地区において、江戸時代から昭和初期にかけて建築されたもので、伝統的な武家住宅の様式を継承し、保存地区の特性をよく表していると認められるもののうち、別表1「伝統的建造物（建築物）」に示すとおりとする。

②その他の工作物

保存地区の伝統的な建築物と一体をなす表門、塀など、伝統的な様式を継承し、保存地区の特性をよく表していると認められるもののうち、別表2「伝統的建造物（その他の工作物）」に示すとおりとする。

(2) 環境物件

伝統的建造物群と一体となす環境を保存するため、保存地区の歴史的風致の維持に必要と認められる伝統的な屋敷構え及び歴史的な街路景観を構成するサワラ生垣、保存地区における伝統的な生活文化を継承する庭園及び樹木などのうち、別表3「環境物件」に示すとおりとする。

(3) 伝統的建造物・環境物件の位置及び範囲

伝統的建造物・環境物件の位置及び範囲については、別図2「伝統的建造物・環境物件の位置及び範囲図」のとおりとする。

3. 保存地区内における建造物等の保存整備計画

(1) 保存整備の方向

保存地区においては、弘前城の築城期に由来する地割、近世から近代を経て現代にまで継承されている敷地割や屋敷構え、そして、重要文化財である旧弘前藩諸士住宅（旧笹森家住宅）をはじめとする武家住宅の様式を継承した伝統的建造物が点在し、保存地区の特性であるサワラ生垣や樹木群と共に、保存地区の景観に調和し、歴史的風致を構成している。

よって、今後も、保存地区の歴史的風致を維持・向上していくため、保存地区内の伝統的建造物、これと一体をなす環境物件及び伝統的建造物以外の建造物等についても、地区住民の理解と協力のもと、修理・修景・復旧を進めるとともに、あわせて生活環境の向上を図るよう努めるものとする。

(2) 保存整備計画

①伝統的建造物

伝統的建造物の保存修理については、主としてその外観（これと密接な関連を有する内部構造を含む）を維持するため、別表4に示す「修理基準」に基づいて、修理を行う。復元的修理の場合は、歴史資料、詳細実測などによる復原考察及び類例調査から類推される復原を原則とする。

また、これまでの修理履歴や修理当時の技術について記録するよう努める。

②伝統的建造物以外の建築物

伝統的建造物以外の建築物については、別表5に示す「修景基準」に基づき、伝統的建造物の特性に調和するよう修景を行い、または、別表6に示す「許可基準」に基づき、保存地区の歴史的風致と調和する外観を形成するため、許可を受けるものとする。

③環境要素の保存整備及び復旧

保存地区の歴史的風致を形成しているサワラ生垣、庭園、樹木などの環境要素について、せん定などの維持管理に努めるとともに、別表4に示す「修理基準」及び別表7に示す「環境要素の修景及び許可基準」に基づき、必要に応じて、復旧、補植、植え替え、樹勢回復を行うものとする。

4. 保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる助成措置等

(1) 経費の補助

市は、保存活用計画に基づき、歴史的風致を維持、形成するために行う事業等に対し、別に定める弘前市伝統的建造物群保存地区内修理修景事業費補助金交付要綱により、予算の範囲内で必要な補助を行うことができる。

(2) 保存団体等への支援

市は、保存地区の住民等により組織された保存会及び保存地区の歴史的風致の維持・向上や保存地区の活性化のための取り組みを推進する組織等について、その取り組みに関わる活動を支援する。

(3) 普及啓発

市は、保存地区の歴史的風致の維持・向上を推進するため必要な普及啓発に努め、あわせて、地区住民の良好な生活環境の整備を図る。

5. 保存地区の保存及び活用のため必要な管理施設・設備・環境の整備

(1) 管理施設

保存地区の保存及び活用を図るために行う、地区住民への各種情報提供や地区住民と地区内外からの来訪者との交流、伝統的建造物の調査、町並み学習の実施など各種取り組みの活用を図る。

また、歴史を活かしたまちづくりに対する機運の醸成に努め、保存地区に対する理解を促進し、保存の意識を啓発するために必要な標識、案内板、説明板等の設置に努める。

さらに、伝統的建造物のうち、可能なものについては、復原整備を行い、積極的に公開活用を図る。

(2) 防災施設

保存地区における防災設備については、初期消火及び延焼防止のための消火栓や放水銃、防火水槽の設置に加え、必要に応じて伝統的建造物へ自動火災報知設備を設置するなど防火対策としてはハード面で一定の対策がなされているものの、地震、風水害、雪害等の災害に対する防災対策は十分とは言えない状況である。

そのため、保存地区において想定される各種災害に対する総合的な防災計画を策定し、必要な設備や施設の設置を図るとともに、定期的に防災訓練を実施するなど地区住民の防災意識の醸成や普及啓発にも努め、ハード・ソフト両面において防災対策を強化することで、地区住民の生命、身体、財産を災害等から保護するよう努める。

(3) 環境整備

保存地区は、城下町という都市でありながら、サワラ生垣や樹木群、庭園といった江戸時代の武家住宅の伝統に由来する豊かな自然環境が保存されており、武家住宅や表門などの伝統的建造物と一体となり、保存地区の歴史的風致を構成している。そのため、武家住宅に由来する自然環境を維持し、それによって形作られる美しい景観及び生活環境の向上を図るため、サワラ生垣、樹木群、庭園の維持管理及び植栽・復旧に努める。

さらに、保存地区においては、地区住民の要望を受けて、平成 21 年度から電線共同溝方式による無電柱化及び消流雪溝整備に取り組み、令和元年度にいずれも整備を完了している。これにより、保存地区の景観の大きな特徴の一つである岩木山の眺望が確保されるとともに、冬期間における除排雪及び道路通行の確保など積雪寒冷地である保存地区の雪対策の一つとして効果を発揮している。

また、昭和 63 年には仲町緑地、平成 4 年にはまるめろ緑地を、いずれも地区北側に整備しており、特に仲町緑地については、地元町会の各種イベントや防災訓練の会場としても利用されている。

(4) 保存地区の公開活用施設

次に示す公開武家住宅については、保存地区における来訪者へのガイダンス施設、観光資源、保存会の活動拠点、地区住民等の地域交流の場などとして引き続き、文化財的価値に調和した活用を積極的に図るものとする。

- ①旧岩田家住宅【県重宝】：弘前市大字若党町 31 番地
- ②旧弘前藩諸士住宅（旧笹森家住宅）【重要文化財】：弘前市大字若党町 72 番地
- ③旧伊東家住宅【県重宝】：弘前市大字若党町 80 番地
- ④旧梅田家住宅：弘前市大字若党町 80 番地

6. 保存地区の保存及び活用のために必要な事業計画

(1) 保存地区の保存及び活用に資する情報発信

保存地区は、17 世紀初めの弘前城築城以来の地割を基調とし、サワラ生垣をはじめとする豊かな自然環境に囲まれた閑静な住環境の中に、武家屋敷の主屋や表門などの伝統的建造物が残り、武家町の歴史的風致をよく伝えている。

また、保存地区内に所在する 4 棟の公開武家住宅は、建築年代や来歴がそれぞれ異なり多彩な歴史的・文化財的価値を有している。

そのため、保存地区の保存及び活用を図るため、保存地区及び公開武家住宅に関する情報発信を広く行うよう努める。また、保存地区の周辺には、史跡津軽氏城跡弘前城跡や江戸時代中期の建築と推定される商家である石場家住宅（重要文化財）などをはじめとし、城郭・寺社・近代洋風建築・モダニズム建築といった幅広い分野で多くの文化財建造物が現存している。保存地区への来訪者の増加や保存地区の認知度向上を図るため、情報発信にあたっては、保存地区に関するにとどまらず、これらの保存地区周辺に集積する文化財等と連携することで、保存地区及び周辺の文化財建造物との周遊性を高めるよう努める。

さらに、情報発信は、地区住民や市民、観光客に加えて、児童、生徒、学生へも保存地区の魅力を伝え、郷土学習や伝統建築の教育の場としての活用にも努めるとともに、外国人観光客についても、増加傾向にあることから、パンフレット、説明板、ホームページ等の多言語化に取り組む。

(2) 保存地区の保存及び活用に資する人材育成

保存地区の保存及び活用を図るためには、文化財及び建造物に関する専門性や知見が必要とされることから、市は文化庁及び全国伝統的建造物群保存地区協議会による研修に積極的に参加することで担当職員の専門性向上を図るよう努める。

また、建築士や建築業者と連携しヘリテージマネージャーの養成講座やフォローアップ研修の実施など、修理・修景に係る技術向上や保存地区の保存及び活用に係る機運醸成を図る。

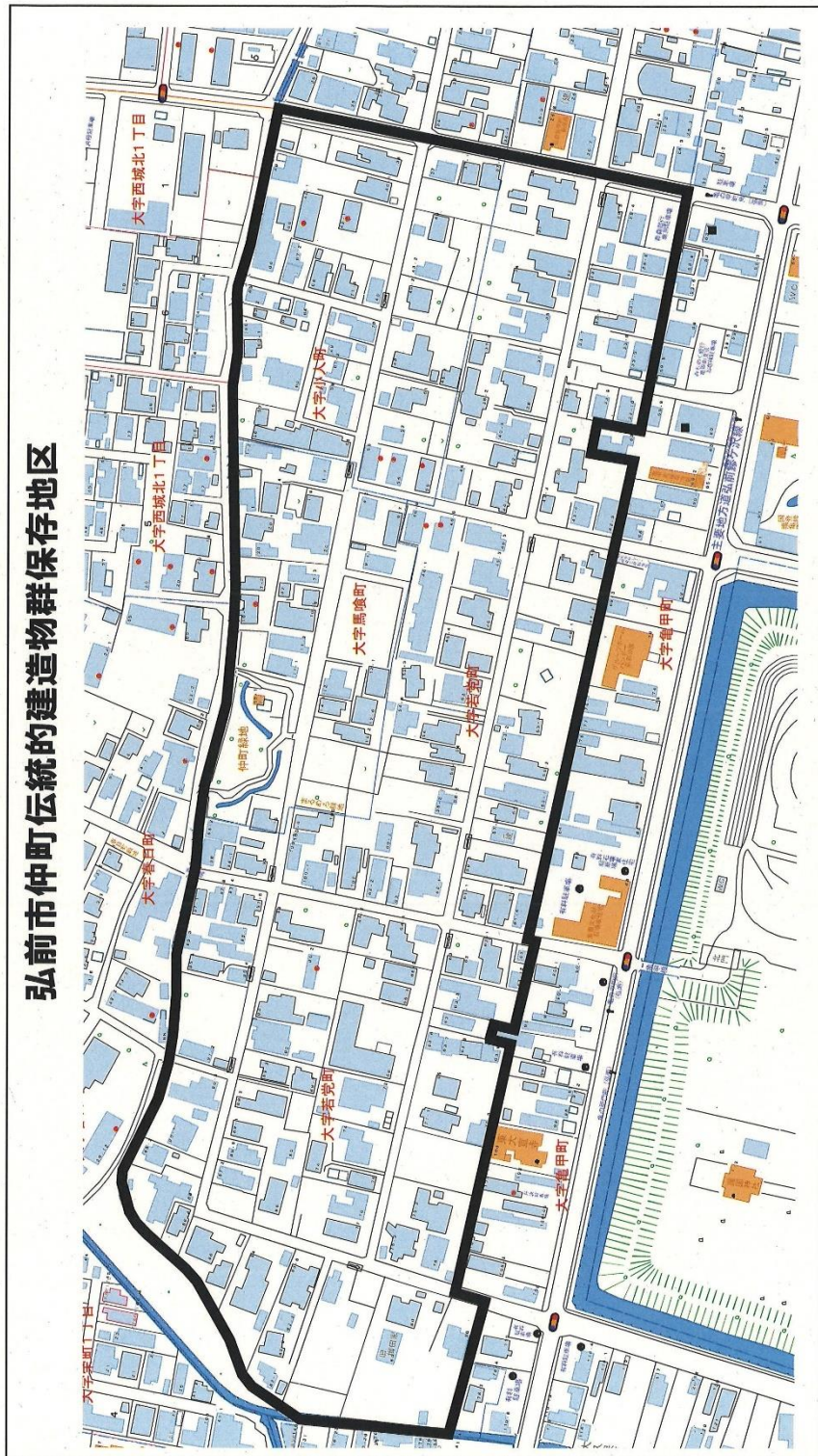
さらに、保存地区の保存及び活用のため活動を行っている保存会や関連する各種団体においては、保存地区の歴史や伝統的建造物に関する講座や他の保存地区への視察及び研修の実施などを通じて、さらなる意識啓発を努める。

(3) 伝統文化や雪国の生活文化と連携した活用

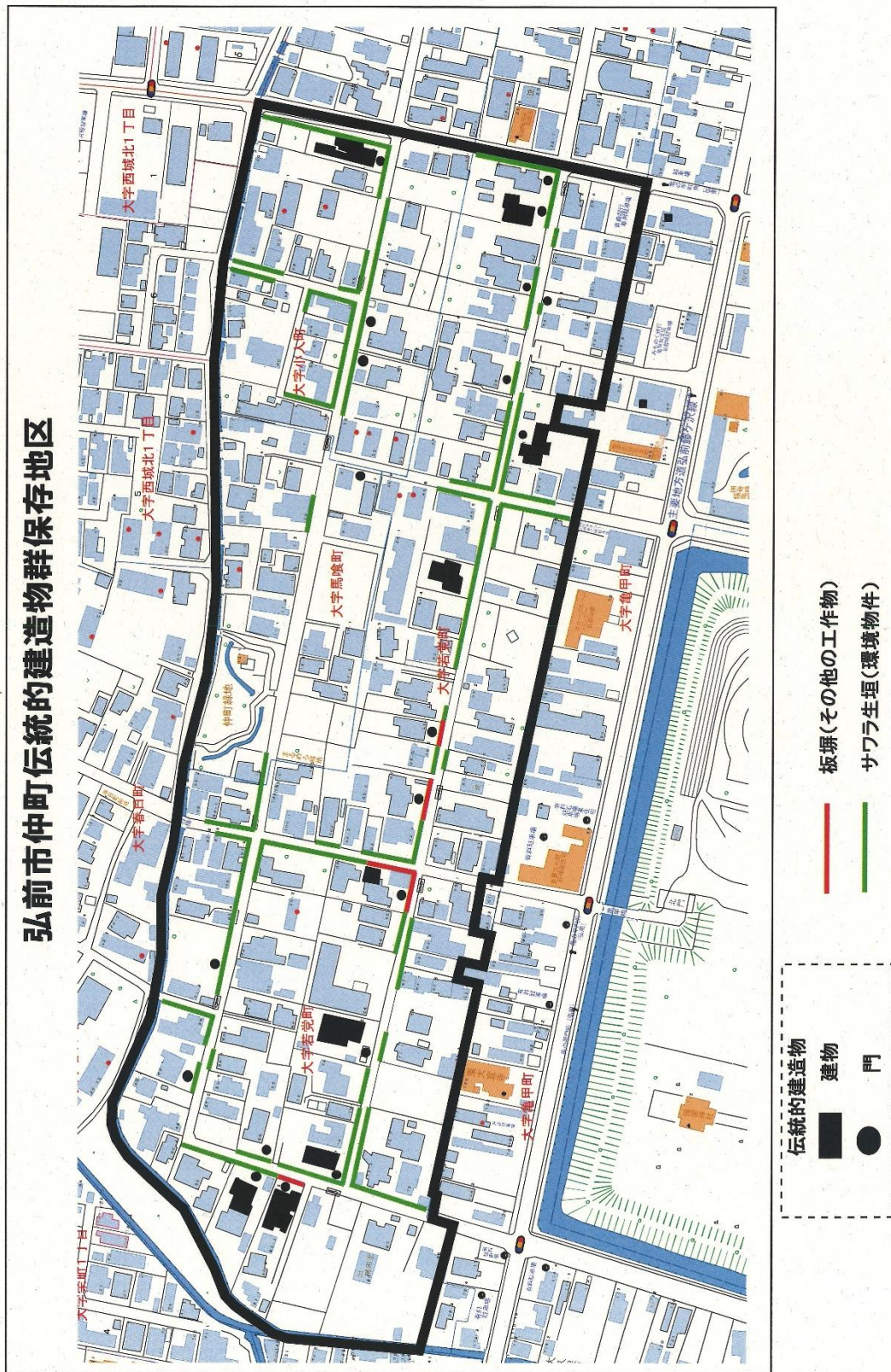
城下町である弘前では、古武術や茶道などの武家に由来する伝統文化が育まれた。特に、県指定を受けている根笹派大音笹流錦風流尺八や市指定であるト傳流剣術及び當田流剣術をはじめとした多くの伝統文化が現在も継承されている。そこで、保存地区の保存及び活用を図るにあたり、地域で受け継がれ活動している伝統文化との連携に努めることで、弘前城下町の伝統文化の活性化を目指す。

また、保存地区において日常的に行われているサワラ生垣のせん定や雪囲いといった作業についても、雪国に根差した生活文化の一つであることから、保存地区の保存を図るうえで、このような生活文化の確実な継承を図るため、普及啓発及び継承に努める。

別図1 保存地区の範囲図



別図2 伝統的建造物・環境物件の位置及び範囲図



別表 1 伝統的建造物（建築物）

番号	種別	員数	所在地	備考
1	主屋	1棟	弘前市大字若党町3 1番地	旧岩田家住宅
2	主屋	1棟	弘前市大字若党町4 1番地 1	
3	主屋	1棟	弘前市大字若党町4 6番地 2	
4	土蔵	1棟	弘前市大字若党町6 4番地 1	
5	主屋	1棟	弘前市大字若党町7 2番地	旧笹森家住宅
6	主屋	1棟	弘前市大字若党町7 6番地 3	
7	主屋	1棟	弘前市大字若党町8 3番地 3	
8	主屋	1棟	弘前市大字若党町8 4番地	
9	主屋	1棟	弘前市大字小人町3 8番地	

別表 2 伝統的建造物（その他の工作物）

番号	種別	員数	所在地	備考
1	門	1棟	弘前市大字若党町3 0番地 1	
2	門	1棟	弘前市大字若党町3 1番地	旧岩田家住宅
3	門	1棟	弘前市大字若党町3 3番地 3	
4	門	1棟	弘前市大字若党町3 4番地	
5	門	1棟	弘前市大字若党町3 8番地 1	
6	門	1棟	弘前市大字若党町4 1番地 1	
7	門	1棟	弘前市大字若党町5 6番地 1	
8	板塀	1 8 m		
9	門	1棟	弘前市大字若党町6 0番地	
10	板塀	1 6 m		
11	門	1棟	弘前市大字若党町6 4番地 1	
12	板塀	4 0 m		
13	門	1棟	弘前市大字若党町7 2番地	旧笹森家住宅
14	門	1棟	弘前市大字若党町7 6番地 3	
15	門	1棟	弘前市大字若党町8 3番地 3	
16	板塀	1 3 m		
17	門	1棟	弘前市大字若党町8 4番地	
18	門	1棟	弘前市大字若党町8 5番地	
19	門	1棟	弘前市大字若党町9 0番地 1	
20	門	1棟	弘前市大字若党町9 3番地	
21	門	1棟	弘前市大字小人町3 8番地	

2 2	門	1 棟	弘前市大字小人町 4 8 番地 1	
2 3	門	1 棟	弘前市大字小人町 5 1 番地	
2 4	門	1 棟	弘前市大字馬喰町 9 番地 2	

別表 3 環境物件

番号	種別	員数	所在地	備考
1	生垣		弘前市大字若党町 2 9 番地 6	
2	生垣		弘前市大字若党町 3 0 番地 1	
3	生垣		弘前市大字若党町 3 1 番地	
4	庭園			
5	樹木	1 本		クロマツ
6	生垣		弘前市大字若党町 3 3 番地 3	
7	生垣		弘前市大字若党町 3 3 番地 4	
8	生垣		弘前市大字若党町 3 4 番地	
9	生垣		弘前市大字若党町 3 5 番地	
1 0	生垣		弘前市大字若党町 3 8 番地 1	
1 1	生垣		弘前市大字若党町 4 0 番地 1	
1 2	生垣		弘前市大字若党町 4 1 番地 1	
1 3	生垣		弘前市大字若党町 4 2 番地 1	
1 4	生垣		弘前市大字若党町 4 3 番地 3	
1 5	生垣		弘前市大字若党町 4 4 番地 1	
1 6	生垣		弘前市大字若党町 4 5 番地 1	
1 7	生垣		弘前市大字若党町 4 5 番地 2	
1 8	生垣		弘前市大字若党町 4 6 番地 2	
1 9	生垣		弘前市大字若党町 4 6 番地 3	
2 0	生垣		弘前市大字若党町 4 6 番地 4	
2 1	生垣		弘前市大字若党町 4 6 番地 5	
2 2	生垣		弘前市大字若党町 5 2 番地 1	
2 3	生垣		弘前市大字若党町 5 4 番地 1	
2 4	生垣		弘前市大字若党町 5 7 番地 1	
2 5	生垣		弘前市大字若党町 5 8 番地 2	
2 6	生垣		弘前市大字若党町 6 2 番地 1	
2 7	生垣		弘前市大字若党町 6 3 番地 3	
2 8	生垣		弘前市大字若党町 6 3 番地 5	
2 9	生垣		弘前市大字若党町 6 3 番地 6	

30	生垣		弘前市大字若党町64番地2	
31	生垣		弘前市大字若党町66番地2	
32	生垣		弘前市大字若党町66番地3	
33	生垣		弘前市大字若党町71番地1	
34	樹木	1本	弘前市大字若党町72番地	サワラ
35	生垣		弘前市大字若党町74番1	
36	生垣		弘前市大字若党町75番地1	
37	生垣		弘前市大字若党町75番地2	
38	樹木	2本		カリン、クロマツ
39	生垣		弘前市大字若党町75番地3	
40	生垣		弘前市大字若党町76番地1	
41	生垣		弘前市大字若党町76番地2	
42	生垣		弘前市大字若党町76番地3	
43	樹木	3本	弘前市大字若党町80番地	サワラ(2本) アイグロマツ
44	生垣		弘前市大字若党町84番地	
45	庭園			
46	生垣		弘前市大字若党町85番地	
47	生垣		弘前市大字若党町86番地2	
48	生垣		弘前市大字若党町89番地1	
49	生垣		弘前市大字若党町90番地	
50	生垣		弘前市大字若党町90番地3	
51	生垣		弘前市大字若党町93番地	
52	生垣		弘前市大字若党町95番地1	
53	生垣		弘前市大字若党町95番地2	
54	生垣		弘前市大字若党町95番地3	
55	生垣		弘前市大字若党町95番地4	
56	生垣		弘前市大字若党町97番地4	
57	生垣		弘前市大字若党町97番地5	
58	生垣		弘前市大字若党町98番地1	
59	生垣		弘前市大字若党町98番地2	
60	生垣		弘前市大字若党町99番地	
61	生垣		弘前市大字若党町101番地	
62	生垣		弘前市大字若党町102番地	
63	生垣		弘前市大字小人町38番地	

6 4	生垣		弘前市大字小人町 4 0 番地	
6 5	生垣		弘前市大字小人町 4 2 番地 1	
6 6	生垣		弘前市大字小人町 4 3 番地	
6 7	生垣		弘前市大字小人町 4 4 番地 1	
6 8	生垣		弘前市大字小人町 4 5 番地	
6 9	生垣		弘前市大字小人町 4 6 番地 1	
7 0	生垣		弘前市大字小人町 4 8 番地 1	
7 1	生垣		弘前市大字小人町 4 8 番地 2	
7 2	生垣		弘前市大字小人町 4 9 番地	
7 3	生垣		弘前市大字小人町 5 1 番地	
7 4	生垣		弘前市大字小人町 5 2 番地	
7 5	生垣		弘前市大字小人町 5 3 番地	
7 6	生垣		弘前市大字小人町 5 4 番地	
7 7	生垣		弘前市大字小人町 5 9 番地	
7 8	生垣		弘前市大字小人町 6 4 番地 2	
7 9	生垣		弘前市大字小人町 6 5 番地	
8 0	生垣		弘前市大字小人町 6 6 番地	
8 1	生垣		弘前市大字小人町 6 7 番地 2	
8 2	生垣		弘前市大字小人町 7 0 番地	
8 3	生垣		弘前市大字小人町 7 2 番地	
8 4	生垣		弘前市大字馬喰町 1 5 番地	
8 5	生垣		弘前市大字馬喰町 2 0 番地	

別表4 修理基準

土地の形状		土地の履歴を調査のうえ、現状維持もしくは旧状に復原する。
建築物・工 作物 (主屋・土蔵・表門・板塀)	位置	履歴及び痕跡を調査のうえ、現状維持または復原修理を原則とする。
	規模	
	構造	
	屋根	
	外壁	
	基礎	
	建具	
	色彩	
環境物件 (生垣・樹木・庭園)		履歴を調査のうえ、現状維持もしくは旧状へ復旧する。

別表5 修景基準

土地の形状		<ul style="list-style-type: none"> ・土地の履歴を調査のうえ、現状維持もしくは旧状に復原する。 ・周囲（道路側及び隣地境界）にサワラ生垣または板塀を設置すること。
建築物 （主屋）	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として道路から4 m以上後退し、道路側は伝統様式に準じた外部空間とすること。 ・主屋の位置は、伝統的な屋敷構えに準じる。 ・主屋の配置形態は、次のうちのいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①道路に対して棟を直交するもの。（妻面が通りに面するもの。） ②道路に対して棟を直交し、L字型に張り出すもの。 ③道路に対して棟を平行とし、屋根の平面を通りに向けるもの。
	規模	原則、棟高5 m、軒高4 m、梁間8 m以内とする
	構造	伝統工法もしくは在来軸組工法による真壁造り平屋建て
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・主屋の配置形態が位置①及び②の場合は切妻造りまたは寄棟造り、位置③の場合は寄棟造りとし、いずれも金属板葺き玄関平入とする。 ・軒は伝統的建造物に準じた出幅とし、原則、垂木をみせること。 ・勾配は、2/10～3.5/10程度とする。 ・色彩（雨樋も含む）は、黒色もしくは茶褐色とする。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、真壁造り白漆喰または土壁仕上げの腰板張りとし、腰板は縦板もしくは下見板の伝統的仕様とする。 ・色彩は、白漆喰または土壁に準じた色とする。
	基礎	歴史的風致に調和するものとする。 （地盤面からの露出を抑えること。）
	建具	<ul style="list-style-type: none"> ・道路から望見できる部分は、原則、伝統的建造物に準じた木製建具かつ引き違い形式とする。 ・色彩は、黒色もしくは茶褐色とし、木製建具については、木肌に準じた色とする。
	設備機器	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、道路から望見できないような配置・形状とすること。 ・歴史的風致に調和する材料・色彩とすること。
工作物	表門	冠木門、棟門、薬医門のいずれかの形式とし、伝統的建造物に準じた材料・意匠・色彩とすること。
	板塀	伝統的建造物に準じた材料・意匠・色彩とすること。

別表6 許可基準

土地の形状		<ul style="list-style-type: none"> ・土地の履歴を調査のうえ、現状維持もしくは旧状に復原する。 ・分譲・分割などの敷地割りの変更は原則不可 ・開口部は原則、3 m以内とする。
建築物 (主屋・小屋・車庫)	位置	原則として道路から4 m以上後退すること。
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・棟高8 m以下で歴史的風致に調和するもの ・小屋、車庫等の場合は、棟高3.5m以下で歴史的風致に調和するもの。
	構造	<ul style="list-style-type: none"> ・木造2階建て以下 ・妻面が通りに面する場合は、2階部分は道路側の1階軒先から1.8m以上後退すること。 ・道路から望見できる2階部分の壁面は揃えること。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻造り、もしくは寄棟造りとする。 ・軒は伝統的建造物に準じた出幅とする。 ・勾配は、2/10～3.5/10程度とする。 ・色彩(雨樋も含む)は、黒色もしくは茶褐色とする。 ・道路から望見できる部分へのトップライト、ソーラーパネルの設置は不可。(外壁においても同様)
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な外観(白漆喰または土壁仕上げ)に準じた仕様とする。 ・色彩は、白漆喰または土壁に準じた色とする。
	基礎	歴史的風致に調和するものとし、地盤面からの露出は600 mm以内とする。
	建具	<ul style="list-style-type: none"> ・道路から望見できる部分は、原則、引き違い形式とする。 ・色彩は、黒色もしくは茶褐色とする。 ・風除室を設置する場合の仕様及び色彩も同様。
	設備機器	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、道路から望見できないような配置・形状とすること。 ・歴史的風致に調和する材料・色彩とすること。
外構 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・外構舗装を行う場合は、敷地内の必要最小限の範囲とし、歴史的風致に調和するような仕様及び色彩とすること。 ・駐車場が道路に接する場合は、生垣もしくは板塀を設置するよう努める。 ・車庫にシャッターを設置する場合は、木製扉もしくはそれに準じる仕様及び色彩とすること。 	

工 作 物	表 門	冠木門、棟門、薬医門、門柱とし、歴史的風致に調和する材料・意匠・色彩とすること。
	板 塀	伝統的建造物に準じた仕様とし、歴史的風致に調和する材料・意匠・色彩とすること。

別表 7 環境要素の修景及び許可基準

生 垣	修景・ 許可基準	サワラ生垣（内部は竹垣）とし、高さは1.8m程度とする。
樹 木	修景基準	武家住宅の伝統的な植栽位置及び樹種に準じたものとする。（サワラ、マツ、モミジ、クリ、カキ、カリンなど）
	許可基準	歴史的風致に調和するものとする。
庭 園	修景基準	武家住宅の伝統的な庭園に準じた仕様とし、道路に面して位置（ツボ・前庭）するものとする。
	許可基準	歴史的風致に調和するものとする。